

刈谷田川土地改良区弔慰規程

- 第 1 条 本土地改良区の総代並びに役員、職員に対する弔慰等はこの規程に定めるところによる。
- 第 2 条 総代、役員が次の各号の一つに該当する場合これを適用する。
- 一 在任中の総代、役員及びその配偶者、子、父母が死亡した場合
 - 二 在任中の傷病で10日以上入院の場合
 - 三 在任中天災又は火災により住宅等に災害を被り、理事長が見舞金を支出することを適当と認めた場合
- 第 3 条 職員が、次の各号の一つに該当する場合これを適用する。
- 一 本人及びその配偶者、子、父母が死亡した場合
 - 二 本人が傷病で10日以上入院の場合
 - 三 天災又は火災により住宅等に災害を被り、理事長が見舞金を支出することを適当と認めた場合
- 第 4 条 第2条及び第3条による金額は別表に掲げる区分により支給する。
- 但し、第2条及び第3条第1号、第2号については、その者の在職年数等を考慮し、理事長が適当と認めた場合は、これを増額することができる。
- 第 5 条 総代、役員が在職中死亡し、特にその功績を認めたときは、理事会の議を経て土地改良区葬を行うことができる。
- 第 6 条 総代、役員、職員のほかに、この土地改良区の業務に直接又は間接に寄与しているもので、理事長が妥当と認めたときは、総代の支給額の半額を限度として弔慰金及び見舞金を支給する。

附 則（平成12年3月7日）理事会議決

- 1 この規程は、平成12年4月1日より施行する。
- 2 昭和54年4月1日より制定の弔慰規程は廃止する。

附 則（平成15年10月14日）理事会議決

- 1 この規程は、平成16年4月1日より適用する。

附 則（平成24年8月24日）理事会議決

- 1 この規程は、平成24年8月24日より施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成28年12月9日に議決し、施行する。

別 表

区 分		支 給 額	
総 代	死 亡	業務上死亡の場合 業務外死亡の場合 配偶者の場合 子、父母死亡の場合	50,000 円、生花 30,000 円、生花 10,000 円 10,000 円
	傷 病	10,000 円	
	災 害	その都度理事長が定める	
役 員	死 亡	業務上死亡の場合 業務外死亡の場合 配偶者の場合 子、父母死亡の場合	50,000 円、生花 30,000 円、生花 10,000 円 10,000 円
	傷 病	業務上傷病の場合 業務外傷病の場合	20,000 円 10,000 円
	災 害	その都度理事長が定める	
職 員	死 亡	業務上死亡の場合 業務外死亡の場合 配偶者の場合 子、父母死亡の場合	50,000 円、生花 30,000 円、生花 10,000 円 10,000 円
	傷 病	業務上傷病の場合 業務外傷病の場合	10,000 円 5,000 円
	災 害	その都度理事長が定める	